

デジタル庁令第一号

デジタル庁設置法（令和三年法律第三十六号）及びデジタル庁組織令（令和三年政令第九十二号）を実施するため、デジタル庁組織規則を次のように定める。

令和三年九月一日

内閣総理大臣 菅 義偉

デジタル庁組織規則

（企画官）

第一条 デジタル庁に、企画官を置く。

- 2 企画官は、命を受けて、参事官の職務のうち特定事項の調査、企画及び立案を助ける。
- 3 企画官の定数は、併任の者を除き十八人とする。

（デジタル庁顧問）

第二条 デジタル庁に、デジタル庁顧問を置くことができる。

- 2 デジタル庁顧問は、デジタル庁の所掌事務のうち重要な施策に参画する。

3 デジタル庁顧問は、非常勤とする。

(デジタル庁参与)

第三条 デジタル庁に、デジタル庁参与を置くことができる。

2 デジタル庁参与は、デジタル庁の所掌事務のうち重要な事項に参与する。

3 デジタル庁参与は、非常勤とする。

附 則

この庁令は、令和三年九月一日から施行する。

○デジタル庁令第二号

行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三章第二節の規定を実施するため、デジタル庁聴聞手続規則を次のように定める。

令和三年九月一日

内閣総理大臣 菅 義偉

デジタル庁聴聞手続規則

（趣旨）

第一条 内閣総理大臣又は法律の規定に基づき内閣総理大臣から権限を委任された所部の職員が行う不利益処分に係る聴聞の手続については、他の法律及び法律に基づく命令に特別の定めがある場合を除くほか、この庁令の定めるところによる。

（用語）

第二条 この庁令で使用する用語は、行政手続法（平成五年法律第八十八号。以下「法」という。）で使用する用語の例による。

(聴聞の期日の変更)

第三条 行政庁が法第十五条第一項の通知（同条第三項の規定により通知をした場合を含む。）をした場合において、当事者は、やむを得ない理由がある場合には、行政庁に対し、聴聞の期日の変更を申し出ることがができる。

2 行政庁は、前項の申出により、又は職権により、聴聞の期日を変更することができる。

3 行政庁は、前項の規定により聴聞の期日を変更したときは、速やかに、その旨を当事者及び参加人（その時まで法第十七条第一項の求めを受諾し、又は同項の許可を受けている者に限る。）に通知しなければならない。

(関係人の参加許可の手続)

第四条 法第十七条第一項の規定による許可の申請については、関係人は、聴聞の期日の十四日前までに、その氏名、住所及び当該聴聞に係る不利益処分につき利害関係を有することの疎明を記載した書面を主宰者に提出してこれを行うものとする。

2 主宰者は、関係人の参加を許可したときは、速やかに、その旨を当該申請者に通知しなければならない。

(文書等の閲覧の手続)

第五条 法第十八条第一項の規定による閲覧の請求については、当事者等は、その氏名、住所及び閲覧をしようとする資料の標目を記載した書面を行政庁に提出してこれを行うものとする。ただし、聴聞の期日における審理の進行に依じて必要となった場合の閲覧については、口頭で求めれば足りる。

2 行政庁は、閲覧を許可したときは、その場で閲覧させる場合を除き、速やかに、閲覧の日時及び場所を当該当事者等に通知しなければならない。この場合において、行政庁は、聴聞の審理における当事者等の意見陳述の準備を妨げることがないように配慮するものとする。

3 行政庁は、聴聞の期日における審理の進行に依じて必要となった資料の閲覧の請求があった場合に、当該審理において閲覧させることができないとき（法第十八条第一項後段の規定による拒否の場合を除く。

）は、閲覧の日時及び場所を指定し、当該当事者等に通知しなければならない。この場合において、主宰者は、法第二十二条第一項の規定に基づき、当該閲覧の日時以降の日を新たな聴聞の期日として定めるものとする。

(主宰者の指名の手続)

第六条 法第十九条第一項の規定による主宰者の指名は、聴聞の通知の時までに行うものとする。

2 主宰者が法第十九条第二項各号のいずれかに該当するに至ったときは、行政庁は、速やかに、新たな主宰者を指名しなければならない。

(補佐人の出頭許可の手續)

第七条 法第二十条第三項の規定による許可の申請については、当事者又は参加人は、聴聞の期日の七日前までに、補佐人の氏名、住所、当事者又は参加人との関係及び補佐する事項を記載した書面を主宰者に提出してこれを行うものとする。ただし、法第二十二条第二項(法第二十五条後段において準用する場合を含む。)の規定により通知をされた聴聞の期日に出頭させようとする補佐人であつて既に受けた許可に係る事項につき補佐するものについては、この限りではない。

2 主宰者は、補佐人の出頭を許可したときは、速やかに、その旨を当該当事者又は参加人に通知しなければならない。

3 補佐人の陳述は、当該当事者又は参加人が直ちに取り消さないときは、自ら陳述したものとみなす。
(聴聞の期日における陳述の制限及び秩序維持)

第八条 主宰者は、聴聞の期日に出頭した者が当該事案の範囲を超えて陳述するときその他議事を整理するためにやむを得ないと認めるときは、その者に対し、その陳述を制限することができる。

2 主宰者は、前項に規定する場合のほか、聴聞の審理の秩序を維持するため、聴聞の審理を妨害し、又はその秩序を乱す者に対し退場を命ずる等適当な措置をとることができる。

(聴聞の期日における審理の公開)

第九条 行政庁は、法第二十条第六項の規定により聴聞の期日における審理の公開を相当と認めるときは、聴聞の期日、場所及び事案の内容を公示するとともに、当事者及び参加人(その時まで)に法第十七条第一項の求めを受諾し、又は同項の許可を受けている者に限る。)に対し、速やかに、その旨を通知するものとする。

(陳述書の提出の方法等)

第十条 法第二十一条第一項の規定による陳述書の提出は、提出する者の氏名、住所、聴聞の件名及び当該聴聞に係る不利益処分の原因となる事実その他当該事案の内容についての意見を記載した書面により行うものとする。

(聴聞調書及び報告書の記載事項)

第十一条 聴聞調書には、次に掲げる事項（聴聞の期日における審理が行われなかった場合においては、第四号に掲げる事項を除く。）を記載し、主宰者がこれに記名しなければならない。

一 聴聞の件名

二 聴聞の期日及び場所

三 主宰者の氏名及び職名

四 聴聞の期日に出頭した当事者、参加人、代理人及び補佐人（以下この項において「聴聞関係者」という。）の氏名及び住所並びに行政庁の職員の氏名及び職名

五 聴聞の期日に出頭しなかった聴聞関係者の氏名及び住所並びに当該聴聞関係者のうち当事者及び代理人については出頭しなかったことについての正当な理由の有無

六 聴聞関係者及び行政庁の職員の陳述（法第二十一条第一項の規定により提出された陳述書における意見の陳述を含む。）の要旨

七 証拠書類等が提出されたときは、その標目

八 その他参考となるべき事項

2 聴聞調書には、書面、図画、写真その他主宰者が適当と認めるものを添付して調書の一部とすることができる。

3 報告書には、次に掲げる事項を記載し、主宰者がこれに記名しなければならない。

一 意見

二 不利益処分の原因となる事実に対する当事者等の主張

三 理由

(聴聞調書及び報告書の閲覧の手続)

第十二条 法第二十四条第四項の規定による閲覧の請求については、当事者又は参加人は、その氏名、住所及び閲覧をしようとする聴聞調書又は報告書の件名を記載した書面を、聴聞の終結前にあつては聴聞の主宰者に、聴聞の終結後にあつては行政庁に提出してこれを行うものとする。

2 主宰者又は行政庁は、閲覧を許可したときは、その場で閲覧させる場合を除き、速やかに、閲覧の日時及び場所を当該当事者又は参加人に通知しなければならない。

附 則

この庁令は、令和三年九月一日から施行する。

○デジタル庁令第三号

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第六条第一項及び第四項から第六項まで、第七条第一項、第四項及び第五項、第八条第一項並びに第九条第一項及び第三項の規定に基づき、並びに同法及び関係法令を実施するため、デジタル庁の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則を次のように定める。

令和三年九月一日

内閣総理大臣 菅 義偉

デジタル庁の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則

（趣旨）

第一条 デジタル庁の所管するデジタル庁関係法令（告示を含む。以下同じ。）に係る手続等を、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号。以下「法」という。）第六条から第九条までの規定に基づき、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合については、他の法律及び法律に基づく命令（告示を含む。以下同じ。）、条例、地方公

団体の規則並びに地方公共団体の機関の定める規則に特別の定めのある場合を除くほか、この庁令の定めるところによる。

2 デジタル庁の所管するデジタル庁関係法令に係る手続等（法第六条から第九条までの規定の適用を受けるものを除く。）を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合については、他の法律及び法律に基づく命令、条例、地方公共団体の規則並びに地方公共団体の機関の定める規則に特別の定めのある場合を除くほか、法及びこの庁令の規定の例による。

（定義）

第二条 この庁令で使用する用語は、法で使用する用語の例による。

2 この庁令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 電子署名 電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子署名をいう。

二 電子証明書 申請等をする者又は行政機関等が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項がこれらの者に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録をいう。

(申請等に係る電子情報処理組織)

第三条 法第六条第一項に規定する主務省令で定める電子情報処理組織は、申請等が行われるべき行政機関等の使用に係る電子計算機と申請等をする者の使用に係る電子計算機であつて内閣総理大臣が告示で定める技術的基準に適合するものを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

(電子情報処理組織による申請等)

第四条 法第六条第一項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により申請等をする者は、内閣総理大臣が告示で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を、前条の申請等をする者の使用に係る電子計算機から入力して、申請等を行わなければならない。

- 一 申請等につき規定した法令の規定において書面等に記載すべきこととされている事項
- 二 当該申請等を書面等により行うときに法令の規定に基づき添付すべきこととされている書面等又は電磁的記録に記載され若しくは記録されている事項又は記載すべき若しくは記録すべき事項（前号に掲げる事項を除く。）

2 行政機関等が指定するところにより電子署名を行うこととされている申請等をする者は、前項の規定に

より入力する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であつて、次の各号のいずれかに該当するものと併せてこれを送信しなければならない。ただし、当該申請等が行われるべき行政機関等の指定する方法により当該申請等を行った者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。

一 商業登記法（昭和三十八年法律第二百二十五号）第十二条の二第一項及び第三項（これらの規定を他の法令の規定において準用する場合を含む。）の規定に基づき登記官が作成した電子証明書

二 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第三条第一項に規定する署名用電子証明書

三 内閣総理大臣が告示で定める電子証明書（前二号に規定するものを除く。）

四 前各号に規定するもののほか、行政機関等が指定する電子証明書

3 申請等をする者が、第一項第二号に掲げる事項を入力する場合において、申請等をする者に係る前項第三号に掲げる電子証明書を送信するときは、当該申請等について規定した法令の規定にかかわらず、申請等をする者に係る登記事項証明書であつて、申請等をする者の名称、所在地、代表者の氏名若しくは資格

を確認するために添付を求めているもの又は住民票の写しであつて、申請等をする者の氏名、住所、性別又は生年月日を確認するために添付を求めているものに記載された事項の入力を要しない。

4 法令の規定に基づき同一内容の書面等を数通必要とする申請等をする者が、第一項の規定に基づき当該書面等のうち一通に記載すべき又は記載されている事項を入力した場合は、その他の同一内容の書面等に記載すべき又は記載されている事項の入力がなされたものとみなす。

(氏名等を明らかにする措置)

第五条 法第六条第四項に規定する主務省令で定めるものは、電子情報処理組織を使用して行う申請等に記録された情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であつて前条第二項各号に掲げる電子証明書を当該申請等と併せて送信すること又は同項ただし書に規定する措置をいう。

2 法第七条第四項に規定する主務省令で定めるものは、電子情報処理組織を使用して行う処分通知等に記録された情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を当該処分通知等に添付することをいう。

3 法第九条第三項に規定する主務省令で定めるものは、電磁的記録により作成等が行われた情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を添付することをいう。

(情報通信技術による手数料の納付)

第六条 法第六条第五項に規定する主務省令で定めるものは、第四条第一項の規定により行われた申請等により得られた納付情報により納付する方法とする。

(申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合)

第七条 法第六条第六項に規定する主務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情があると当該申請等が行われるべき行政機関等が認める場合

二 申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがあると当該申請等が行われるべき行政機関等が認める場合

2 前項の場合において、申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分の提出は、電子情報処理組織を使用して申請等を行った日から一週間以内になければならない。

(処分通知等に係る電子情報処理組織)

第八条 法第七条第一項に規定する主務省令で定める電子情報処理組織は、行政機関等の使用に係る電子計算機と処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機であつて行政機関等の定める技術的基準に適合するものを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

(電子情報処理組織による処分通知等)

第九条 行政機関等が、法第七条第一項の規定により処分通知等を電子情報処理組織を使用する方法により行うときは、当該処分通知等を書面等により行うときに記載すべき事項を行政機関等の使用に係る電子計算機から入力して行うものとする。

2 書面等により行われた場合に携帯すべきこととされている処分通知等が電子情報処理組織を使用して行われた場合は、当該処分通知等を受けた者は、当該処分通知等に係る電磁的記録を電磁的記録媒体に記録するとともに、当該電磁的記録を当該電磁的記録媒体から再生し、かつ、当該処分通知等を行った者が電子署名を行ったものであることを確認することができる機器と共に当該電磁的記録媒体を携帯しなければならない。ただし、行政機関等の指定する方法により当該処分通知等を確認するための措置を講ずる場合

は、この限りでない。

3 書面等により行われた場合に返納その他行政機関等への返還が求められている処分通知等が電子情報処理組織を使用して行われた場合は、当該処分通知等を受けた者は、内閣総理大臣が告示で定める場合を除き当該処分通知等に係る電磁的記録を複製し、又は複製させてはならない。

4 前項の場合において、処分通知等の返納その他行政機関への返還を行うときは、当該処分通知等に係る電磁的記録を処分通知等を受けた者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルから消去しなければならぬ。

(処分通知等を受ける旨の表示の方式)

第十条 法第七条第一項ただし書に規定する主務省令で定める方式は、次の各号に掲げるいずれかの方式とする。

- 一 第八条の電子情報処理組織を使用して行う識別番号及び暗証番号の入力
- 二 電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受けることを希望する旨の行政機関等の定めるところにより行う届出

三 前二号に掲げるもののほか、行政機関等が定める方式

(処分通知等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合)

第十一条 法第七条第五項に規定する主務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情があると行政機関等が認める場合
- 二 処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがあると行政機関等が認める場合

(電磁的記録による縦覧等)

第十二条 行政機関等が、法第八条第一項の規定により電磁的に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行う場合においては、当該縦覧等に係る事項をインターネットを利用する方法、当該行政機関等の事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は電磁的記録に記録されている事項を記載した書類を備え置く方法により縦覧等を行うものとする。

(電磁的記録による作成等)

第十三条 行政機関等が、法第九条第一項の規定により電磁的記録により作成等を行う場合においては、当該作成等に係る事項を行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもって調製する方法により作成等を行うものとする。

附 則

この庁令は、令和三年九月一日から施行する。

○デジタル庁令第四号

歳入納付に使用する証券に関する件（大正五年勅令第二百五十六号）第五条の規定に基づき、デジタル庁の主管又は所管に係る一般会計及び特別会計の歳入について証券をもって納付し得る種目を定めるデジタル庁令を次のように定める。

令和三年九月一日

内閣総理大臣 菅 義偉

デジタル庁の主管又は所管に係る一般会計及び特別会計の歳入について証券をもって納付し得る種目を定めるデジタル庁令

デジタル庁の主管又は所管に係る一般会計及び特別会計の歳入は、法令に別段の定めのあるものを除き、全て証券をもって納付することができる。

附 則

この庁令は、令和三年九月一日から施行する。

○デジタル庁令第五号

物品の無償貸付及び譲与等に関する法律（昭和二十二年法律第二百二十九号）第五条第一項の規定に基づき、デジタル庁所管に属する物品の無償貸付及び譲与に関するデジタル庁令を次のように定める。

令和三年九月一日

内閣総理大臣 菅 義偉

デジタル庁所管に属する物品の無償貸付及び譲与に関するデジタル庁令

（通則）

第一条 物品の無償貸付及び譲与等に関する法律（昭和二十二年法律第二百二十九号）第二条第一号から第三号まで及び第五号の二並びに第三条第一号及び第三号から第五号までの規定によるデジタル庁所管に属する物品（以下「物品」という。）の無償貸付又は譲与については、別に定めるもののほか、この庁令の定めるところによる。

（無償貸付）

第二条 内閣総理大臣又はその委任を受けた者（以下「大臣等」という。）は、次の各号に掲げる場合には

、当該各号に掲げる物品を無償で貸し付けることができる。

一 デジタル庁の所掌に係る事務又は事業に関する施策の普及又は宣伝を目的として、印刷物、写真、映写用器材、フィルム、標本用物品若しくは機械器具その他これらに準ずる物品（以下「機械器具等」という。）を地方公共団体その他当該目的を達成するため適当と認められる者に貸し付けるとき。

二 デジタル庁の所掌に係る事務又は事業の用に供する土地、工作物その他の物件の工事又は製造のため必要な物品を、その工事又は製造を行う者に貸し付けるとき。

三 教育のため必要な機械器具等を地方公共団体その他適当と認められる者に貸し付けるとき。

四 デジタル庁の委託する試験、研究若しくは調査（以下「試験研究等」という。）又は補助金の交付の対象となる試験研究等のため必要な機械器具等をその当該試験研究等を行う者に貸し付けるとき。

五 デジタル庁の委託を受けて試験研究等を行った公益法人（公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成十八年法律第四十九号）第二条第三号に規定する公益法人をいう。以下この号において同じ。）が、その後、引き続き当該試験研究等（当該試験研究等に関連する試験研究等を含む。）を行う場合において、当該試験研究等を促進することを適当と認めて、当該公益法人に対し、機械器具等

を貸し付けるとき。

六 災害による被害者その他の者で応急救助を要するものの用に供するため寝具その他の生活必需品を貸し付け、又は災害の応急復旧を行う者に対し、当該復旧のため必要な機械器具を貸し付けるとき。

(貸付期間)

第三条 物品の貸付期間は、大臣等が特に必要と認める場合を除き、一年を超えることができない。

(貸付条件)

第四条 大臣等は、第二条の規定により物品を貸し付ける場合には、次の各号に掲げる条件を付さなければならぬ。

- 一 貸付物品の引渡し、維持、修理及び返納に要する費用（大臣等が貸付けの性質により、これらの費用を借受人に負担させることが適当でないと認めた場合を除く。）は、借受人において負担すること。
- 二 貸付物品は、善良な管理者の注意をもって管理し、その効率的使用に努めること。
- 三 貸付物品について修繕、改造その他物品の現状を変更しようとするときは、あらかじめ大臣等の承認を受けること。ただし、軽微な修繕については、この限りでない。

- 四 貸付物品に投じた改良費等の有益費を請求しないこと。
- 五 貸付物品は、転貸し、又は担保に供しないこと。
- 六 貸付物品は、貸付けの目的以外の目的のために使用しないこと。
- 七 貸付物品について使用場所が指定された場合には、大臣等が特に承認した場合を除き、指定された場所以外の場所では使用しないこと。
- 八 貸付物品は、貸付期間満了の日までに、指定の場所において返納すること。
- 九 借受人が貸付条件に違反したときは、大臣等の指示に従って貸付物品を返納すること。
- 十 大臣等が特に必要があると認めて貸付期間満了前に返納を命じたときは、その指示に従って貸付物品を返納すること。
- 十一 貸付物品を亡失し、又は損傷したときは、直ちに詳細な報告書を大臣等に提出し、その指示に従うこと。この場合において、その原因が天災、火災又は盗難に係るものであるときは、亡失又は損傷の事実を証する関係官公署の発行する証明書を当該報告書に添付すること。
- 十二 大臣等が、貸付物品について、必要に応じて実地調査を行い、若しくは所要の報告を求め、又は当

該物品の維持、管理及び返納に関して必要な指示をするときは、これに応ずること。

2 大臣等は、前項各号に掲げる条件のほか、必要と認める条件を付することができる。

(無償貸付の申請)

第五条 大臣等は、第二条の規定による物品の貸付けを受けようとする者から、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出させなければならない。

- 一 申請者の氏名（法人にあつては、その名称、法人番号及び代表者の氏名）及び住所
- 二 借り受けようとする物品の品名及び数量
- 三 使用目的及び使用場所
- 四 借受けを必要とする理由
- 五 借受希望期間
- 六 使用計画
- 七 その他参考となる事項

(無償貸付の承認)

第六条 大臣等は、前条の規定による無償貸付の申請書を受理したときは当該書類を審査し、貸付けを承認する場合は次の各号に掲げる事項を記載した承認書を交付し、貸付けを承認しない場合はその旨を記載した通知書により申請者に通知するものとする。

一 貸付物品の品名及び数量

二 貸付期間

三 貸付目的

四 貸付期日及び引渡場所

五 使用場所

六 返納期日及び返納場所

七 貸付条件

(借受書)

第七条 大臣等は、貸付物品の引渡しをするときは、当該物品の借受人から、次の各号に掲げる事項を記載した借受書を提出させなければならない。

一 借受物品の品名及び数量

二 借受期間

三 返納期日及び返納場所

四 貸付条件に従う旨

(貸付物品の亡失又は損傷)

第八条 大臣等は、借受人が貸付物品を亡失し、又は損傷した場合において、その亡失又は損傷が借受人の責に帰すべき理由によるものであるときは、借受人にその負担において補てんさせ、若しくは修理させ、又はその損害を弁償させなければならない。

(譲与)

第九条 大臣等は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる物品を譲与することができる。

一 デジタル庁の所掌に係る事務又は事業に関する施策の普及又は宣伝を目的として印刷物、写真その他これらに準ずる物品を配布するとき。

二 教育のため必要な印刷物、写真、標本用物品その他これらに準ずる物品を地方公共団体その他適当と

認められる者に譲与するとき。

三 研修若しくは試験又は委託に係る試験研究等のため必要な印刷物、写真、標本用物品その他これらに準ずる物品を、研修若しくは試験を受ける者又は委託に係る試験研究等を行う者に譲与するとき。

四 予算に定める交際費、報償費又は褒賞品費をもって購入した物品を記念、報償又は褒賞のため贈与するとき。

五 生活必需品、医薬品、衛生材料その他の救じゅつ品を災害による被害者その他の者で応急救助を要するものに対し譲与するとき。

(譲与の申請)

第十条 大臣等は、前条第二号、第三号又は第五号の規定による物品の譲与を受けようとする者から、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出させなければならない。ただし、大臣等が、その必要がないと認めるときは、申請者から申請書を徴しないことができる。

- 一 申請者の氏名（法人にあつては、その名称、法人番号及び代表者の氏名）及び住所
- 二 譲与を受けようとする物品の品名及び数量

三 譲与を必要とする理由

四 その他参考となる事項

(譲与の承認)

第十一条 大臣等は、前条の規定による譲与の申請書を受理したときは当該書類を審査し、譲与を承認する場合は次の各号に掲げる事項を記載した承認書を交付し、譲与を承認しない場合はその旨を記載した通知書により申請者に通知するものとする。

一 譲与物品の品名及び数量

二 譲与目的

三 譲与期日及び引渡場所

四 譲与に際して条件を付する必要があると認めるときは、その条件

(受領書)

第十二条 大臣等は、物品を譲与するときは、当該物品の譲受人から次の各号に掲げる事項を記載した受領書を提出させなければならない。ただし、大臣等が、その必要がないと認めるときは、譲受人から受領書

を徴しないことができる。

一 譲与物品の品名及び数量

二 譲与条件に従う旨

附 則

この庁令は、令和三年九月一日から施行する。

○デジタル庁令第六号

公益信託ニ関スル法律（大正十一年法律第六十二号）第一条から第九条までの規定を実施するため、内閣総理大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関するデジタル庁令を次のように定める。

令和三年九月一日

内閣総理大臣 菅 義偉

内閣総理大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関するデジタル庁令

（引受けの許可の申請）

第一条 内閣総理大臣の所管に属する公益信託（公益信託に係る主務官庁の権限に属する事務の処理等に関する政令（平成四年政令第百六十二号）第一条第一項に規定する公益信託を除く。以下「公益信託」という。）の引受けについて、公益信託ニ関スル法律（大正十一年法律第六十二号。以下「法」という。）第二条第一項の規定により内閣総理大臣の許可を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を添えて申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 信託設定趣意書

- 二 信託行為の内容を示す書類
- 三 信託財産に属する財産となるべきものの種類及び総額を記載した書類並びにその財産の権利及び価格を証する書類
- 四 委託者となるべき者及び受託者となるべき者の氏名、住所及び略歴を記載した書類（以下「履歴書」という。）（委託者となるべき者又は受託者となるべき者が法人である場合にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載した書類並びに定款又は寄附行為）
- 五 信託管理人を置く場合には、信託管理人となるべき者の履歴書（信託管理人となるべき者が法人である場合にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載した書類並びに定款又は寄附行為）及び就任承諾書
- 六 運営委員会その他の当該公益信託を適正に運営するために必要な機関（以下「運営委員会等」という。）を置く場合には、その名称、構成員の数並びに構成員となるべき者の履歴書及び就任承諾書
- 七 引受け当初の信託事務年度及び翌信託事務年度の事業計画書及び収支予算書
- 八 前各号に掲げるもののほか、内閣総理大臣が特に必要と認める書類

(財産移転の報告)

第二条 公益信託の引受けを許可された受託者は、遅滞なく前条第三号の書類に記載された財産の移転を受け、その移転を終了した後一月以内に、これを証する書類を添えてその旨を内閣総理大臣に報告しなければならない。

(事業計画書及び収支予算書の届出)

第三条 受託者は、毎信託事務年度（信託事務年度の定めのない信託にあつては、毎年四月一日から翌年三月三十一日までとする。以下同じ。）開始前に、当該信託事務年度の事業計画書及び収支予算書を内閣総理大臣に届け出なければならない。

2 受託者は、前項の事業計画書及び収支予算書を変更したときは、遅滞なくこれを内閣総理大臣に届け出なければならない。

(事業状況報告書等の提出)

第四条 受託者は、毎信託事務年度終了後三月以内に、次の各号に掲げる書類を内閣総理大臣に提出しなければならない。

- 一 当該信託事務年度の事業状況報告書
- 二 当該信託事務年度の収支決算書
- 三 当該信託事務年度末の財産目録

(公告)

第五条 受託者は、前条の事業状況報告書等の提出をした後遅滞なく前信託事務年度の信託事務及び信託財産に属する財産の状況を公告しなければならない。

(信託の変更に係る書類の提出)

第六条 受託者は、法第五条第一項の特別の事情が生じたとき、次の各号に掲げる書類を内閣総理大臣に提出しなければならない。

- 一 信託の変更を必要とする理由を記載した書類
- 二 信託の変更案及び新旧対照表

2 前項の場合において、当該公益信託の事業内容の変更が必要と認められるときは、同項各号の書類のほか、変更後の事業計画書及び収支予算書を添えなければならない。

(信託の変更の許可の申請)

第七条 受託者は、法第六条の規定により信託の変更の許可を受けようとするときは、次の各号に掲げる書類を添えて申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 信託の変更を必要とする理由を記載した書類

二 信託の変更をする根拠となる信託法（平成十八年法律第百八号）の規定（同法第百四十九条第四項の別段の定めがある場合には、当該定めの内容を含む。）を記載した書類

三 信託の変更案及び新旧対照表

2 前項の場合において、当該公益信託の事業内容の変更が必要と認められるときは、同項各号の書類のほか、変更後の事業計画書及び収支予算書を添えなければならない。

(信託の併合の許可の申請)

第八条 受託者は、法第六条の規定により信託の併合の許可を受けようとするときは、次の各号に掲げる書類を添えて申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 信託の併合を必要とする理由を記載した書類

二 信託の併合をする根拠となる信託法の規定（同法第百五十一条第三項の別段の定めがある場合には、当該定めの内容を含む。）を記載した書類

三 信託の併合後の信託行為の内容を記載した書類及び新旧対照表

四 信託法第百五十二条第二項の公告及び催告又は同条第三項の公告をしたことその他信託法の定める信託の併合の経緯を経たことを証する書類

2 第一条第三号及び第五号から第八号までの規定は、前項の許可を受けようとする受託者について準用する。この場合において、同条第七号中「引受け」とあるのは、「信託の併合」と読み替えるものとする。

（吸収信託分割の許可の申請）

第九条 受託者は、法第六条の規定により吸収信託分割の許可を受けようとするときは、次の各号に掲げる書類を添えて申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 吸収信託分割を必要とする理由を記載した書類

二 吸収信託分割をする根拠となる信託法の規定（同法第百五十五条第三項の別段の定めがある場合には、当該定めの内容を含む。）を記載した書類

三 吸収信託分割後の信託行為の内容を記載した書類及び新旧対照表

四 信託法第五十六条第二項の公告及び催告又は同条第三項の公告をしたことその他信託法の定める吸収信託分割の経たことを証する書類

(新規信託分割の許可の申請)

第十条 受託者は、法第六条の規定により新規信託分割の許可を受けようとするときは、次の各号に掲げる書類を添えて申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 新規信託分割を必要とする理由を記載した書類

二 新規信託分割をする根拠となる信託法の規定（同法第五十九条第三項の別段の定めがある場合には、当該定めの内容を含む。）を記載した書類

三 新規信託分割後の信託行為の内容を記載した書類及び新旧対照表

四 信託法第六十条第二項の公告及び催告又は同条第三項の公告をしたことその他信託法の定める新規信託分割の経たことを証する書類

2 第一条第三号及び第五号から第八号までの規定は、前項の許可を受けようとする受託者について準用す

る。この場合において、同条第七号中「引受け」とあるのは、「新規信託分割」と読み替えるものとする。

(受託者の辞任の許可の申請)

第十一条 受託者は、法第七条の規定により辞任の許可を受けようとするときは、次の各号に掲げる書類を添えて申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

- 一 辞任しようとする理由を記載した書類
- 二 信託事務の処理の状況並びに信託財産に属する財産及び信託財産責任負担債務の状況を記載した書類
- 三 新たな受託者の選任に関する意見を記載した書類

(検査役の選任の請求)

第十二条 委託者又は信託管理人は、信託法第四十六条第一項及び法第八条の規定により検査役の選任を請求しようとするときは、次の各号に掲げる書類を添えて申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

- 一 選任を請求する理由を記載した書類
- 二 検査役の選任に関する意見を記載した書類

(受託者の解任の請求)

第十三条 委託者又は信託管理人は、信託法第五十八条第四項及び法第八条の規定により内閣総理大臣に対し受託者の解任を請求しようとするときは、解任を請求する理由を記載した書類を添えて申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

(新たな受託者の選任の請求)

第十四条 利害関係人は、信託法第六十二条第四項及び法第八条の規定により内閣総理大臣に対し新たな受託者の選任を請求しようとするときは、次の各号に掲げる書類を添えて申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

- 一 任務終了の理由を記載した書類
- 二 新たな受託者の選任に関する意見を記載した書類
- 三 新たな受託者となるべき者に係る第一条第四号に掲げる履歴書及び就任承諾書

(信託財産管理命令の請求)

第十五条 利害関係人は、信託法第六十三条第一項及び法第八条の規定により信託財産管理者による管理を命ずる処分(以下「信託財産管理命令」という。)を請求しようとするときは、次の各号に掲げる書類を

添えて申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 任務終了の事由を記載した書類

二 信託財産管理命令を請求する理由を記載した書類

三 信託財産管理者の選任に関する意見を記載した書類

(保存行為等の範囲を超える行為の許可の申請)

第十六条 信託財産管理者は、信託法第六十六条第四項及び法第八条の規定による許可を受けようとするときは、次の各号に掲げる書類を添えて申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 許可を受けようとする行為の概要を記載した書類

二 許可を受けようとする理由を記載した書類

2 前項の規定は、信託法第七十四条第六項において準用する同法第六十六条第四項及び法第八条の規定により保存行為等の範囲を超える行為の許可を受けようとする信託財産法人管理人について準用する。

(信託財産管理者等の辞任の許可の申請)

第十七条 信託財産管理者は、信託法第七十条において読み替えて準用する同法第五十七条第二項及び法第

八条の規定により辞任の許可を受けようとするときは、次の各号に掲げる書類を添えて申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

- 一 辞任しようとする理由を記載した書類
- 二 信託事務の処理の状況並びに信託財産に属する財産及び信託財産責任負担債務の状況を記載した書類
- 三 新たな信託財産管理者の選任に関する意見を記載した書類

2 前項の規定は、信託法第七十四条第六項において準用する同法第七十条の規定により辞任の許可を受けようとする信託財産法人管理人について準用する。この場合において、前項第三号中「新たな信託財産管理者」とあるのは、「新たな信託財産法人管理人」と読み替えるものとする。

(信託財産管理者等の解任の請求)

第十八条 委託者又は信託管理人は、信託法第七十条において準用する同法第五十八条第四項及び法第八条の規定により信託財産管理者の解任を請求しようとするときは、解任を請求する理由を記載した書類を添えて申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

2 前項の規定は、信託法第七十四条第六項において準用する同法第七十条の規定により信託財産法人管理

人の解任を請求しようとする委託者又は信託管理人について準用する。

(信託財産法人管理命令の請求)

第十九条 利害関係人は、信託法第七十四条第二項及び法第八条の規定により信託財産法人管理人による管理を命ずる処分（以下「信託財産法人管理命令」という。）を請求しようとするときは、次の各号に掲げる書類を添えて申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

- 一 受託者の死亡の事実を記載した書類
- 二 信託財産法人管理命令を請求する理由を記載した書類
- 三 信託財産法人管理人の選任に関する意見を記載した書類

(信託管理人の選任の請求)

第二十条 利害関係人は、信託法第二百二十三条第四項又は同法第二百五十八条第六項及び法第八条の規定により信託管理人の選任を請求しようとするときは、次の各号に掲げる書類を添えて申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

- 一 選任を請求する理由を記載した書類

二 信託管理人となるべき者に係る第一条第五号に掲げる履歴書及び就任承諾書

(信託管理人の辞任の許可の申請)

第二十一条 信託管理人は、信託法第二百二十八条第二項において準用する同法第五十七条第二項及び法第八条の規定により辞任の許可を受けようとするときは、次の各号に掲げる書類を添えて申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 辞任しようとする理由を記載した書類

二 信託事務の処理の状況並びに信託財産に属する財産及び信託財産責任負担債務の状況を記載した書類

三 新たな信託管理人の選任に関する意見を記載した書類

(信託管理人の解任の請求)

第二十二条 委託者又は他の信託管理人は、信託法第二百二十八条第二項において準用する同法第五十八条第四項及び法第八条の規定により信託管理人の解任を請求しようとするときは、解任を請求する理由を記載した書類を添えて申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

(新たな信託管理人の選任の請求)

第二十三条 利害関係人は、信託法第二百二十九条第一項において準用する同法第六十二条第四項及び法第八条の規定により新たな信託管理人の選任を請求しようとするときは、次の各号に掲げる書類を添えて申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

- 一 任務終了の事由を記載した書類
- 二 新たな信託管理人の選任に関する意見を記載した書類

三 新たな信託管理人となるべき者に係る第一条第五号に掲げる履歴書及び就任承諾書

(信託の終了の請求)

第二十四条 委託者、受託者又は信託管理人は、信託法第六十五条第一項及び法第八条の規定により信託の終了を請求しようとするときは、次の各号に掲げる書類を添えて申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

- 一 信託の終了を請求する理由を記載した書類
- 二 信託事務の処理の状況並びに信託財産に属する財産及び信託財産責任負担債務の状況を記載した書類
- 三 残余財産の処分の見込みに関する書類

(受託者の氏名等の変更の届出)

第二十五条 受託者は、次の各号に掲げる事項に変更があつたときは、遅滞なく書面をもつてその旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

一 受託者の氏名、住所又は職業（受託者が法人である場合にあつては、その名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地又は主たる業務）

二 信託管理人の氏名、住所又は職業（信託管理人が法人である場合にあつては、その名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地又は主たる業務）

三 運営委員会等の構成員の氏名、住所又は職業

2 前項第二号及び第三号の場合において新たに就任する信託管理人又は運営委員会等の構成員があるときは、これらの者に係る第一条第五号及び第六号に掲げる履歴書及び就任承諾書を添えなければならない。

(書類及び帳簿の備付け)

第二十六条 受託者は、信託事務を行う事務所に、次の各号に掲げる書類及び帳簿を備えなければならない。

一 信託行為

二 委託者又はその相続人、受託者及び信託管理人の履歴書（これらの者が法人である場合にあつては、定款又は寄附行為）並びに運営委員会等の構成員の名簿及び履歴書

三 許可、届出等に関する書類

四 収入及び支出に関する帳簿及び証拠書類

五 資産及び負債の状況を示す書類

六 運営委員会等の議事に関する書類

（業務の監督）

第二十七条 内閣総理大臣は、法第三条及び第四条第一項の規定により、受託者に対し報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に信託事務及び信託財産の状況を検査させることができる。

2 前項の規定により検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
い。

（公益信託の終了の報告等）

第二十八条 受託者は、信託が終了したときは、終了後一月以内に、信託の終了事由を記載した書類を内閣

総理大臣に提出しなければならない。

2 清算受託者は、信託の清算が終了したときは、清算結了後一月以内に、次の各号に掲げる書類を添えて報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

- 一 信託事務の最終計算書及び附属書類
- 二 残余財産の処分に関する書類

附 則

この庁令は、令和三年九月一日から施行する。

○デジタル庁令第七号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）第五条、第七条
第一項及び第十四条並びに補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令
第二百五十五号）第三条、第十三条及び第十四条第一項の規定に基づき、並びに同法を実施するた
め、デジタル庁所管補助金等交付規則を次のように定める。

令和三年九月一日

内閣総理大臣 菅 義偉

デジタル庁所管補助金等交付規則

（通則）

第一条 デジタル庁の所管に係る補助金等の交付に関しては、他の法令に特別の定めのあるものを除くほか、この庁令の定めるところによる。

（定義）

第二条 この庁令において「補助金等」、「補助事業等」、「補助事業者等」又は「間接補助金等」

とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号。以下「法
律」という。）第二条に規定する補助金等、補助事業等、補助事業者等又は間接補助金等をいう。

（補助金等の交付の申請書の提出時期）

第三条 法第五条の申請書を提出する時期は、毎会計年度定めるものとし、これを公示する場合を除き、補助金等の交付の申請をしようとする者に対して通知するものとする。

(補助金等の交付の申請書の記載事項等)

第四条 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和三十年政令第二百五十五号)。

以下「令」という。)第三条第一項第一号から第四号まで及び第二項第一号から第五号までに掲げる事項以外の事項で法第五条の申請書及びその添付書類に記載すべき事項は、補助金等の種類に応じて別に定める。

2 令第三条第二項各号に掲げる事項のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、同項の書類に記載することを要しない。

3 法第五条の申請書の様式は、補助金等の種類に応じて別に定める。
(補助金等の交付の条件)

第五条 内閣総理大臣は、補助金等の交付の決定をする場合においては、次に掲げる事項につき条件を付するものとする。

一 補助事業等に要する経費の配分の変更(次条に定める軽微な変更を除く。)をする場合においては、内閣総理大臣の承認を受けべきこと。

二 補助事業等の内容の変更(次条に定める軽微な変更を除く。)をする場合においては、内閣総

理大臣の承認を受けるべきこと。

三 補助事業等を中止し、又は廃止する場合には、内閣総理大臣の承認を受けるべきこと。

四 補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合においては、速やかに内閣総理大臣に報告してその指示を受けるべきこと。

2 内閣総理大臣は、前項に定めるもののほか、補助金等の交付の決定をする場合において、補助事業等の目的及び内容に依じて必要があると認められるときは、次に掲げる事項につき条件を付するものとする。

一 補助事業等を行うため締結する契約に関する事項その他補助事業等に要する経費の使用方法に関する事項

二 地方公共団体である補助事業者等は、補助金等について、当該地方公共団体の歳入歳出予算における予算科目別の計上金額を明らかにする調書を作成しておくべきこと。

三 補助事業者等は、補助事業等に係る間接補助金等の交付を決定する場合には、内閣総理大臣が補助金等の交付の決定に付した条件を履行するために必要な条件を付すべきこと。

四 その他必要な事項

(経費の配分等の軽微な変更)

第六条 法第七条第一項第一号又は第三号の軽微な変更は、別に定めるところによる。

(実績報告の手続)

第七条 法第十四条前段の規定による報告は、補助事業等の完了の日（補助事業等の廃止の承認を受けた日を含む。以下同じ。）から起算して一箇月を経過した日又は補助事業等の完了の日の属する国の会計年度の翌年度の四月十日のいずれか早い日までに、完了実績報告書に、補助金等精算調書、補助金等受入調書、残存物件調書その他参考となるべき資料を添え、これを内閣総理大臣に提出してするものとする。

2 法第十四条後段の規定による報告は、補助金等の交付の決定に係る国の会計年度の翌年度の四月三十日までに、年度終了実績報告書に補助金等受入調書を添え、これを内閣総理大臣に提出してするものとする。

3 内閣総理大臣は、著しく異常かつ激甚な非常災害その他やむを得ない事情があるときは、第一項及び前項に規定する報告の期日を別に定めることができる。

4 第一項の完了実績報告書及び第二項の年度終了実績報告書の様式は、補助金等の種類に応じて別に定める。

(処分の制限を受ける財産)

第八条 令第十三条第一号から第三号までに掲げる財産以外の機械、重要な器具その他の財産で、法第二十二條の規定によりその処分について内閣総理大臣の承認を要するものは、別に定めるところ

による。

（処分の制限を受ける期間）

第九条 令第十四条第一項第二号に規定する期間は、別に定めるもののほか、別表に掲げるものとする。

（証票の様式）

第十条 法第二十六条第一項又は第二項の規定により内閣総理大臣が法第二十三条第一項に規定する事務を他の機関に委任した場合における同条第二項の証票は、別記様式によるものとする。

（手続の細目）

第十一条 この庁令に定めるもののほか、デジタル庁所管の補助金等に係る予算の適正な執行に関し必要な事項及び手続の細目については、補助金等の種類に応じ別に定めるところによる。

附 則

この庁令は、令和三年九月一日から施行する。

別表（第九条関係）

補助金等の名称	処分を制限する財産の名称等	
	施設設備等	財産の名称、構造等
の名称	の分類	（年）

マイナン バーカー ド関係シ ステム事 業費補助 金 預貯金口 座情報提 供等業務 交付金	建物	
	鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの 事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの 住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの 飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏 場用のもの 飲食店用又は貸席用のもので、延べ面積のうちに占める 木造内装部分の面積が三割を超えるもの その他のもの 旅館用又はホテル用のもの 延べ面積のうちに占める木造内装部分の面積が三割を超 えるもの その他のもの 店舗用のもの 病院用のもの 送受信所用、車庫用又は格納庫用のもの 公衆浴場用のもの	五十 四十七 三十四 四十一 三十一 三十九 三十九 三十九 三十八 三十一

<p>工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの 倉庫事業の倉庫用のもの その他のもの</p>	<p>れんが造、石造又はブロック造のもの 事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの 店舗用、住宅用、寄宿舍用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの 飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの 旅館用、ホテル用又は病院用のもの 送受信所用、車庫用又は格納庫用のもの 公衆浴場用のもの 工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの 倉庫事業の倉庫用のもの その他のもの</p>	<p>三十一 三十八</p>
<p>金属造のもの（骨格材の肉厚が四ミリメートルを超えるもの</p>	<p>三十四 三十</p>	<p>三十四</p>

	<p>に限る。)</p> <p>事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの</p> <p>店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの</p> <p>飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの</p> <p>送受信所用、車庫用又は格納庫用のもの</p> <p>旅館用、ホテル用又は病院用のもの</p> <p>公衆浴場用のもの</p> <p>工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの</p> <p>倉庫事業の倉庫用のもの</p> <p>その他のもの</p> <p>金属造のもの（骨格材の肉厚が三ミリメートルを超え四ミリメートル以下のものに限る。）</p> <p>事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの</p> <p>店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館</p>	<p>三十八</p> <p>三十四</p> <p>三十一</p> <p>三十一</p> <p>二十九</p> <p>二十七</p> <p>二十六</p> <p>三十一</p> <p>三十</p> <p>二十七</p>

<p>用のもの</p> <p>飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの</p> <p>送受信所用、車庫用又は格納庫用のもの</p> <p>旅館用、ホテル用又は病院用のもの</p> <p>公衆浴場用のもの</p> <p>工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの</p>	<p>二十五</p> <p>二十五</p> <p>二十四</p> <p>十九</p> <p>二十四</p>
<p>金属造のもの（骨格材の肉厚が三ミリメートル以下のものに限る。）</p> <p>事務所用のもの及び左記以外のもの</p> <p>店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの</p> <p>飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの</p> <p>送受信所用、車庫用又は格納庫用のもの</p> <p>旅館用、ホテル用又は病院用のもの</p>	<p>二十二</p> <p>十九</p> <p>十九</p> <p>十九</p> <p>十九</p> <p>十七</p>

<p>公衆浴場用のもの 工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの</p>	<p>十五 十七</p>
<p>木造又は合成樹脂造のもの 事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの 店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの 飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの 送受信所用、車庫用又は格納庫用のもの 旅館用、ホテル用又は病院用のもの 公衆浴場用のもの 工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの</p>	<p>二十 二十二 二十二 二十 十七 十七 十七 十二 十五</p>
<p>木骨モルタル造のもの 事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの 店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの</p>	<p>二十 二十二</p>

	<p>建物附属設備</p>
<p>飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの 送受信所用、車庫用又は格納庫用のもの 旅館用、ホテル用又は病院用のもの 公衆浴場用のもの 工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの</p>	<p>簡易建物 木製主要柱が十センチメートル角以下のもので、土居ぶき、杉皮ぶき、ルーフィングぶき又はトタンぶきのもの 掘立造のもの及び仮設のもの</p>
<p>電気設備（照明設備を含む。） 蓄電池電源設備 その他のもの</p>	<p>給排水又は衛生設備及びガス設備 冷房、暖房、通風又はボイラー設備 冷暖房設備（冷凍機の出力が二十二キロワット以下のもの</p>
<p>十九 十五 十五 十一 十四</p>	<p>十 七 六 十五 十五 十三</p>

) その他のもの	十五
昇降機設備 エレベーター エスカレーター	十五 十七
消火、排煙又は災害報知設備及び格納式避難設備 エアカーテン又はドアー自動開閉設備	八 十二
アーケード又は日よけ設備 主として金属製のもの その他のもの	八 十五
店用簡易装備 可動間仕切り 簡易なもの その他のもの	三 三 十五
前掲のもの以外のもの及び前掲の区分によらないもの 主として金属製のもの	十八

	構築物	建物及び建物附属設備	
電気通信事業用のもの 通信ケーブル	送配電用のもの 配電用のもの 鉄塔及び鉄柱 鉄筋コンクリート柱 木柱 配電線 引込線 添架電話線 地中電線路	開発研究用のもの 建物の全部又は一部を低温室、恒温室、無響室、電磁しゃへい室、放射性同位元素取扱室その他の特殊室にするために特に施設した内部造作又は建物附属設備	その他のもの
	二十五 三十 二十 三十 十五 四十二 五十	五	十

<p>光ファイバー製のもの その他のもの 地中電線路 その他の線路設備</p>	<p>放送用又は無線通信用のもの 鉄塔及び鉄柱 円筒空中線式のもの その他のもの 鉄筋コンクリート柱 木柱 アンテナ 接地線及び放送用配線</p>	<p>農林業用のもの 主としてコンクリート造、れんが造、石造又はブロック造のもの 果樹棚又はホップ棚</p>
<p>十 十三 二十七 二十一</p>	<p>十 十 十 四十二 四十 三十</p>	<p>十四</p>

<p>その他のもの 主として金属造のもの 主として木造のもの 土管を主としたもの その他のもの</p>	<p>広告用のもの 金属造のもの その他のもの</p>	<p>競技場用、運動場用、遊園地用又は学校用のもの スタンド 主として鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの 主として鉄骨造のもの 主として木造のもの ネット設備 野球場、陸上競技場、ゴルフコースその他のスポーツ場の</p>
<p>十七 十四 五 十 八</p>	<p>二十 十</p>	<p>四十五 三十 十 十五 三十</p>

<p>舗装道路及び舗装路面 コンクリート敷、ブロック敷、れんが敷又は石敷のもの</p>	<p>緑化施設及び庭園 工場緑化施設 その他の緑化施設及び庭園（工場緑化施設に含まれるものを除く。）</p>	<p>排水その他の土工施設 水泳プール その他のもの 児童用のもの すべり台、ぶらんこ、ジャングルジムその他の遊戯用のもの その他のもの 主として木造のもの その他のもの</p>
<p>十五</p>	<p>七 二十</p>	<p>三十 十五 十五 十 三十</p>

						アスファルト敷又は木れんが敷のもの ビチューマルス敷のもの	
				前掲のものを除く。			
				鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コン クリート造のもの			
				上水道及び水そう 下水道及び焼却炉 へい			
				その他のもの			
				コンクリート造又はコンクリートブロ ック造のもの			
				上水道			
				下水道及びへい			
				その他のもの			
				金属造のもの			
				水そう及び油そう			
				鑄鉄製のもの			
						三 十	
						五 十	
						三 十 五	
						六 十	
						三 十	
						三 十	
						二 十 五	

	航空機	車両
船舶法第四条から第十九条までの適用を受ける軽合金船（他の項に掲げるものを除く。）	船舶法第四条から第十九条までの適用を受ける強化プラスチック船	<p>特殊自動車（自走式作業用機械を含まない。）</p> <p>消防車、救急車、レントゲン車、散水車、放送宣伝車、移動無線車及びチップ製造車</p> <p>モータースイーパー及び除雪車</p> <p>タンク車、じんかい車、し尿車、寝台車、霊きゆう車、トラックミキサ、レッカーその他特殊車体を架装したものの小型車（じんかい車及びし尿車にあつては積載量が二トン以下、その他のものにあつては総排気量が二リットル以下のものをいう。）</p> <p>その他のもの</p>
九	七	<p>五</p> <p>四</p> <p>三</p> <p>四</p>
運送事業用の車両（前掲のものを除く。）	ヘリコプター	

<p>工具</p>	<p>乗合自動車 前掲のもの以外のもの 自動車（二輪又は三輪自動車を除く。） 小型車（総排気量が〇・六六リットル以下のものをいう。） その他のもの 貨物自動車 ダンプ式のもの その他のもの 報道通信用のもの その他のもの 二輪又は三輪自動車 その他のもの 自走能力を有するもの その他のもの</p>	<p>五 四七 三六五五四 四 五</p>
<p>測定工具</p>	<p>五</p>	<p>五</p>

	開発研究用のもの	四
器具及び備品	<p>家具、電気機器、ガス機器及び家庭用品（他の項に掲げるものを除く。）</p> <p>事務机、事務いす及びキャビネット</p> <p>主として金属製のもの</p> <p>その他のもの</p> <p>応接セット</p> <p>接客業用のもの</p> <p>その他のもの</p> <p>ベッド</p> <p>児童用机及びいす</p> <p>陳列棚及び陳列ケース</p> <p>冷凍機付又は冷蔵機付のもの</p> <p>その他のもの</p> <p>その他の家具</p> <p>接客業用のもの</p>	<p>十五</p> <p>八</p> <p>五</p> <p>八</p> <p>八</p> <p>五</p> <p>六</p> <p>八</p> <p>五</p>

その他のもの	十五
主として金属製のもの	八
その他のもの	五
ラジオ、テレビジョン、テープレコーダーその他の音響機器	六
冷房用又は暖房用機器	六
電気冷蔵庫、電気洗濯機その他これらに類する電気又はガス機器	六
氷冷蔵庫及び冷蔵ストッカー（電気式のものを除く。）	四
カーテン、座ぶとん、寝具、丹前その他これらに類する繊維製品	三
じゅうたんその他の床用敷物	三
小売業用、接客業用、放送用、レコード吹込用又は劇場用のもの	三
その他のもの	六
室内装飾品	六

<p>主として金属製のもの</p> <p>その他のもの</p> <p>食事又はちゅう房用品</p> <p>陶磁器製又はガラス製のもの</p> <p>その他のもの</p> <p>主として金属製のもの</p> <p>その他のもの</p>	<p>事務機器及び通信機器</p> <p>電子計算機</p> <p>パーソナルコンピュータ（サーバー用のものを除く。）</p> <p>その他のもの</p> <p>複写機、計算機（電子計算機を除く。）、金銭登録機、タ イムレコーダーその他これらに類するもの</p> <p>その他の事務機器</p> <p>テレタイプライター及びファクシミリ</p>
<p>十五</p> <p>八</p> <p>五</p> <p>二</p> <p>五</p> <p>十五</p> <p>八</p> <p>十五</p>	<p>四</p> <p>五</p> <p>五</p> <p>五</p> <p>五</p> <p>五</p> <p>五</p>

<p>インターホーン及び放送用設備 電話設備その他の通信機器 デジタル構内交換設備及びデジタルボタン電話設備 その他のもの</p>	<p>時計、試験機器及び測定機器 時計 度量衡器 試験又は測定機器</p>	<p>光学機器 カメラ、映画撮影機、映写機及び望遠鏡 引伸機、焼付機、乾燥機、顕微鏡その他の機器 看板及び広告器具</p>	<p>看板、ネオンサイン及び気球 マネキン人形及び模型 その他のもの 主として金属製のもの</p>
<p>十 六 六</p>	<p>五 五 十</p>	<p>八 五</p>	<p>十 二 三</p>

<p>その他のもの</p>	<p>医療機器</p> <p>消毒殺菌用機器</p> <p>手術機器</p> <p>血液透析又は血しょう交換用機器</p> <p>ハバードタンクその他の作動部分を有する機能回復訓練機器</p> <p>調剤機器</p> <p>歯科診療用ユニット</p> <p>光学検査機器</p> <p>ファイバースコープ</p> <p>その他のもの</p> <p>その他のもの</p> <p>レントゲンその他の電子装置を使用する機器</p> <p>移動式のもの、救急医療用のもの及び自動血液分析器</p> <p>その他のもの</p>
<p>五</p>	<p>四 五 七 六 六 八 六 四 六</p>

置 機 械 及 び 装								
機械式駐車設備	飲食店業用設備	宿泊業用設備	放送業用設備	通信業用設備	その他のもの 主として金属製のもの その他のもの	植物 前掲のもの以外のもの 主として金属製のもの その他のもの	生物 試験又は測定機器、計算機器、撮影機及び顕微鏡	開発研究用のもの その他のもの 陶磁器製又はガラス製のもの 主として金属製のもの その他のもの
十	八	十	六	九	五 十	十五	四	五 十 三

第 号	別記様式 (第十条関係)		
	ア	ソフトウェア	
身分証明書	その他のもの	開発研究用のもの	その他の設備 主として金属製のもの その他のもの
	前掲のもの以外のもの 複写して販売するための原本 その他のもの	開発研究用のもの	開発研究用のもの 汎用ポンプ、汎用モーター、汎用金属工作機械、汎用金属加工機械その他これらに類するもの その他のもの
	五 三	三	四 七 八 七

(表)

官 職
氏 名

年 月 日生

上記の者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第23条第1項の規定により、実地検査等を行うことができる者であることを証する。

交付年月日

有効期限

委任された機関名

備考 用紙の大きさは、縦8.5cm、横6cmとする。

(裏)

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号） 抜すい

（立入検査等）

第23条 各省各庁の長は、補助金等に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助事業者等若しくは間接補助事業者等に対して報告をさせ、又は当該職員にその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の要求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（事務の実施）

第26条 各省各庁の長は、政令で定めるところにより、補助金等の交付に関する事務の一部を各省各庁の機関に委任することができる。

2 国は、政令で定めるところにより、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行うこととすることができる。

○デジタル庁令第八号

不動産登記令（平成十六年政令第三百七十九号）第七条第二項並びに船舶登記令（平成十七年政令第十一号）第十三条第二項及び第二十七条第二項の規定に基づき、デジタル庁の所管に属する不動産及び船舶に関する権利の登記嘱託職員を指定するデジタル庁令を次のように定める。

令和三年九月一日

内閣総理大臣 菅 義偉

デジタル庁の所管に属する不動産及び船舶に関する権利の登記嘱託職員を指定するデジタル庁令
不動産登記令（平成十六年政令第三百七十九号）第七条第二項並びに船舶登記令（平成十七年政令第十一号）第十三条第二項及び第二十七条第二項の規定に基づき、デジタル庁の所管に属する不動産及び船舶に関する権利の登記を嘱託する職員を次のとおり指定する。

デジタル庁参事官（会計担当）

附 則

この庁令は、令和三年九月一日から施行する。